①中核市移行に向けた取組



















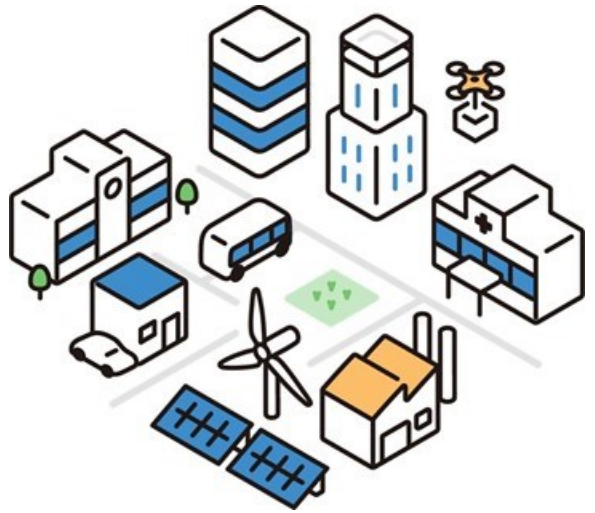
2030年
所沢市は中核市に



もっと可能性が広がるまちへ

「中核市」とは…

人口20万人以上の要件を満たし、政令で指定を受けている都市



Point

「中核市制度」

従来の市の事務権限を強化し、できる限り住民の身近なところで行政を行う地方自治の理念を実現するための制度。

※地方自治法252条の22に定義

都市制度（全国1,718市町村）

一般市町村



1,636市町村

（95.2％）

移行

中核市



20万人以上

62市

（3.6％）

政令指定都市



50万人以上

20市

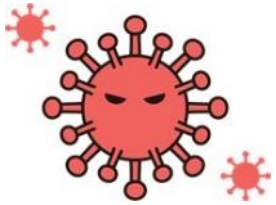
（1.2％）

小 事務権限 大

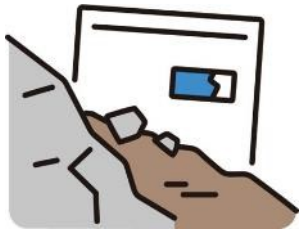
中核市移行の背景

昨今の市政を取り巻く状況

新興感染症の流行



自然災害の激甚化



人口減少
社会の進展



市民ニーズの多様化

県ではなく、市が自ら判断して実施できる業務の範囲を拡大し、持続可能な都市へ

中核市移行の3つの目的

もっと暮らしやすいまちへ



よりきめ細やかな
市民サービスの提供を！

もっと自主性のあるまちへ



より所沢市の実情に即した
市民サービスの提供を！

もっと魅力あるまちへ



より可能性が広がり、誇れ
る魅力あるまちづくりを！

中核市 『もっと可能性が広がるまち』実現の1つの手段

事務権限の拡大　2,000超

保健衛生分野

＜主な事務＞
- 保健所の設置
- 感染症予防
- 飲食店営業等の許可
- 薬局等の開設許可
- 動物愛護等

文教分野

＜主な事務＞
- 県費負担教職員の研修
- 重要文化財現状変更等の許可等



事務権限の移譲



市が自らの判断で直接実施する

民生分野

＜主な事務＞
- 保育所や特別養護老人ホームの設置の認可・監督等

環境分野

＜主な事務＞
- 一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設の設置の許可等

街づくり分野

＜主な事務＞
- サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等

総合的な保健衛生サービスの提供

保健所（新）

保健センター



※現段階の計画であり変更の可能性があります。

市の保健所を整備し、
保健センターと一体的に運営

Point

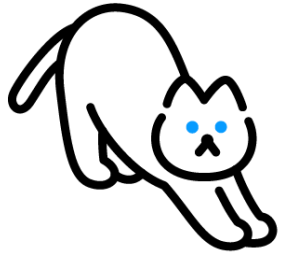
平時から健康危機発生時を想定した体制を整備し、予防からまん延防止策まで**総合的な支援体制の構築**が可能です。

もっと動物にやさしいまちへ



中核市の業務として、動物愛護管理センターを設置できる







Point

○迷い犬・猫の保護や相談、返還等が市内でできます。

○飼い方教室や譲渡会など、ペットとのより良い暮らしをサポートする取組を検討し、殺処分ゼロに取り組みます。

中核市移行に向けて必要となるもの

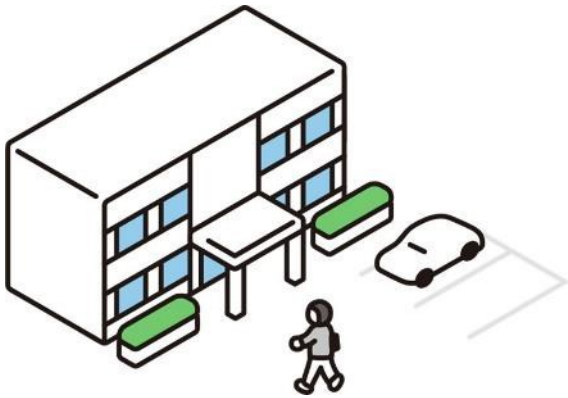
人材確保・育成

主に保健所の職員となる医師・薬剤師・獣医師・保健師などの専門職員を確保・育成する必要がある



保健所の設置

中核市への移行には保健所を設置する必要があり、その建設費は市の負担となる



市制施行80周年

＼もっと可能性が広がる／

CORE CITY

所沢市は
2030年に中核市へ

ご清聴ありがとうございました